

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 9 月 11 日 (金) 第 140 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

○休業中の漁業許可の内容等	(水産振興課取扱い)	1
○肥料の登録	(経営技術課取扱い)	2
○公共測量の実施	(監理課取扱い)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課取扱い)	2
○令和 2 年度自衛官の募集	(危機管理課取扱い)	2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(大島支庁取扱い)	3
<b>公 告</b>		
○令和 2 年度林業種苗生産事業者講習会開催公告	(森林経営課取扱い)	3
○河川法に基づく二反田川水系河川整備計画の公表	(河川課取扱い)	4
○河川法に基づく高尾野川水系河川整備計画の公表	(河川課取扱い)	4

## 告 示

### 鹿 児 島 県 告 示 第 829 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 36 条第 1 項の規定による休業中の漁業許可の内容等は、次のとおりである。

令和 2 年 9 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 休業中の漁業権の内容たるべき事項，制限又は条件及び地元地区別表のとおり
- 2 許可の期間  
許可の日から令和 3 年 9 月 30 日まで
- 3 申請期間  
令和 2 年 9 月 14 日から同月 18 日まで

#### 別 表

漁 場 番 号	漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿 定 第 10 号	定 置 漁 業	雑 魚 定 置	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	南 さ つ ま 市 笠 沙 町 片 浦 高 崎 山 地 先	基点，点ア，点イ，点ウ，点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 北緯31度26分01秒，東経130度10分04秒 点ア 北緯31度26分11秒，東経130度10分09秒 点イ 北緯31度26分14秒，東経130度10分12秒	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	南 さ つ ま 市 笠 沙 町 片 浦 ( 野 間 池 地 区 を 除 く 。 )

				点ウ 北緯31度26分02秒, 東経130度10分25秒		
				点エ 北緯31度25分57秒, 東経130度10分07秒		

## 鹿児島県告示第830号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。  
令和 2 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1352号	令和 2 年 9 月 1 日	令和 5 年 8 月 31 日	魚廃物加工肥料	まるち 1 号	窒素全量 5.5 りん酸全量 5.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 厚石園	枕崎市桜山東町974番地

## 鹿児島県告示第831号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州地方整備局川辺川ダム砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
令和 2 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業の期間 令和 2 年 7 月 16 日から令和 3 年 2 月 26 日まで
- 3 作業の地域 出水市及び伊佐市

## 鹿児島県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 2 年 9 月 11 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志布志有明線	志布志市有明町野神字廣迫2941番2地先から2936番1地先まで	令和 2 年 9 月 11 日
		志布志市有明町野神字廣迫2926番1地先から同市有明町野神字水道2718番2地先まで	
		志布志市有明町野神字水道2704番4地先から2696番3地先まで	

## 鹿児島県告示第833号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、

令和 2 年度第 4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 2 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

- (1) 男子  
自衛官候補生
- (2) 女子  
自衛官候補生

2 募集期間

- (1) 男子  
令和 2 年 9 月 11 日から同年 10 月 9 日まで
- (2) 女子  
令和 2 年 9 月 11 日から同年 10 月 9 日まで

3 試験期日

令和 2 年 10 月 18 日

4 応募年齢

令和 3 年 4 月 1 日において 18 歳以上  
令和 3 年 6 月 30 日において 33 歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊 266 番地 49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

大島支庁告示第 8 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 9 月 11 日

大島支庁長 田中完

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はびりすぼと	大島郡和泊町国頭 2878 番地 2	特定非営利活動法人おきえらぶ子どもリハビリサポートセンター	大島郡知名町大字下平川 412 番地	内山 将哉	令和 2 年 9 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス

公 告

令和 2 年度林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 11 条第 1 項の規定により、令和 2 年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和 2 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開催日時

令和 2 年 11 月 4 日（水）午前 10 時から午後 5 時まで

2 開催場所

かごしま県民交流センター（東棟 3 階）中研修室第 2（鹿児島市山下町 14 番 50 号）

3 講習事項及び講習時間

講 習 事 項	講 習 時 間
種苗に関する法令	2 時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2 時間
種苗の生産技術に関する事項	2 時間

4 受講資格

制限はない。

5 講習手数料

14,000 円

6 受講手続

(1) 提出書類等

ア 受講申込書

イ 写真（受講申込み前 6 月以内に撮影した縦 3.6 センチメートル、横 2.4 センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）

ウ 講習手数料（14,000 円分の鹿児島県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

なお、提出書類等を受理した後は、講習手数料は返還しない。

(2) 提出書類等の提出先

各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課（県外に居住する者にあつては、鹿児島県環境林務部森林経営課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577））

7 提出書類等の受付期間

令和 2 年 9 月 11 日（金）から同年 10 月 12 日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送の場合は、令和 2 年 10 月 12 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受講申込書の用紙の交付

受講申込書の用紙は、鹿児島県環境林務部森林経営課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84 円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県環境林務部森林経営課（電話 099-286-2111 内線 3361）、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課に対して行うこと。

.....

河川法に基づく二反田川水系河川整備計画の公表

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により、二反田川水系河川整備計画を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

.....

河川法に基づく高尾野川水系河川整備計画の公表

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により、高尾野川水系河川整備計画を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事      塩 田 康 一